



平成 18 年 6 月 5 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ モ ジ マ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 下 島 和 光
(コード番号 7482 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 経 理 部 長 谷 中 浩 三
(TEL. 03 - 3862 - 8626)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 6 月 5 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 28 日に開催予定の第 45 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)とともに本年 5 月 1 日に施行されたことから、関連する規定の新設、削除、語句の修正など所要の変更を行うもので、その主な内容は次のとおりであります。

- (1) 会社法施行に伴い会社法により認められている権利、剰余金の配当を受ける権利、株主割当を受ける権利等の主要なものを除き、単元未満株主の権利内容を制限させていただくための規定を追加するものであります(変更定款第 11 条)
- (2) 取締役会を機動的に運営するため、その決議方法について、書面による承認を行うための規定の新設を行うものであります(変更定款第 27 条 2 項)。
- (3) 上記のほか、会社法施行に伴う用語の変更、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除、移設、修正その他定款全般について所要の変更を行うものであります。
- (4) その他、条文の新設に伴い、必要な条数の繰下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

本定款変更は、平成 18 年 6 月 28 日の当社第 45 回定時株主総会に付議予定であります。

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 (省 略)	(商号) 第1条 (現行通り)
(目的) 第2条 (省 略)	(目的) 第2条 (現行通り)
(本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都中央区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都台東区に置く。
(新 設)	(機関) 第4条 当社は、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人
(公告の方法) 第4条 (省 略)	(公告方法) 第5条 (現行通り)
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行する株式の総数および株式の消却) 第5条 当社の発行する株式の総数は、 67,000,000株とする。ただし、株式の消 却が行われた場合には、これに相当する 株式数を減ずる。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 67,000,000株とする。
(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第 2号の規定により、取締役会の決議をも って自己株式を買受けることができる。	(自己株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規 定により、取締役会の決議をもって自己 株式を取得することができる。
(新 設)	(株券の発行) 第8条 当社は、株式に係る株券を発行す る。
(1単元の株式の数) 第7条 当社の1単元の株式の数は、100株 とする。	(単元株式数) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。
(1単元の株式の数に満たない株式に係る株 券) 第8条 当社は、1単元の株式の数に満たな い株式に係る株券を発行しない。	(単元未満株券の不発行) 第10条 当社は、第8条の規定にかかわらず 単元未満株式に係る株券を発行しない。 ただし、株式取扱規程に定めるところに ついてはこの限りでない。
(新 設)	(単元未満株式についての権利) 第11条 当社の株主(実質株主を含む。以下 同じ。)は、その有する単元未満株式に ついて次の権利以外の権利を行使するこ とができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(名義書換代理人) 第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱事務所に備えおき、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主（実質株主を含む。以下同じ。）のなすべき届出、株券の再交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事項は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第10条 当社の株券の種類、ならびに株式の<u>名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主のなすべき届出、株券の再交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日) 第11条 当社は毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 — 前項のほか必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ一定の日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または登録質権者とする<u>ことができる。</u></p>	<p>2 .<u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3 . <u>株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 4 . <u>単元未満株式の売渡しを請求する権利</u></p> <p>(単元未満株式売渡し請求) 第12条 当社の単元未満株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その株主が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第13条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</u> 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第14条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除、第3章に移設)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第12条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 (省 略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 当会社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 当会社の株主は、議決権を有する当会社の他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。 前項の代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに、予め当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 (省 略)</p> <p>(取締役の選任決議)</p> <p>第18条 当会社の取締役は株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によって選任する。 当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第15条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第16条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第17条 (現行通り)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 当会社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 当会社の株主は、議決権を有する当会社の他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに、予め当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第20条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 (現行通り)</p> <p>(取締役の選任決議)</p> <p>第22条 当会社の取締役は株主総会の決議により選任する。 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>補欠により選任された取締役の任期は、<u>退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> 増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の<u>残任期間</u>とする。</p> <p>(代表および役付取締役) 第20条 当社の代表取締役は、取締役会の決議により<u>選任</u>する。</p> <p>当社は、取締役会の決議により、取締役の中から社長1名をおき、必要に応じて会長1名、副会長1名、副社長、専務取締役、常務取締役、および取締役相談役・顧問若干名を<u>おく</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の招集者および議長) 第21条 (省 略)</p> <p>(取締役会の招集手続) 第22条 (省 略)</p> <p>(取締役会の決議方法) 第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。 (新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第24条 取締役会の議事録には、<u>議事経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p>取締役会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役会規程) 第25条 (省 略)</p> <p>(取締役の報酬ならびに退職慰労金) 第26条 当社の取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</p>	<p>補欠により選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> 増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の<u>任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第24条 当社の代表取締役は、取締役会の決議により<u>選定</u>する。</p> <p>当社は、取締役会の決議により、取締役の中から社長1名をおき、必要に応じて会長1名、副会長1名、副社長、専務取締役、常務取締役、および取締役相談役・顧問若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第25条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集手続) 第26条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の決議方法) 第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこのかぎりでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、<u>議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p>取締役会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役会規程) 第29条 (現行通り)</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 当社の取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議により定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第27条 (省 略)</p> <p>(監査役の選任決議) 第28条 当社の監査役は株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によって選任する。</p> <p>(監査役の任期) 第29条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第30条 監査役は、その互選により常勤監査役を1名以上おかななければならない。</p> <p>(監査役会の招集手続) 第31条 (省 略)</p> <p>(監査役会の決議方法) 第32条 (省 略)</p> <p>(監査役会の議事録) 第33条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(監査役会規程) 第34条 (省 略)</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金) 第35条 当社の監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</p> <p>第6章 計 算 (営業年度および決算期日) 第36条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1期とし、毎年3月31日を決算期日とする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第31条 (現行通り)</p> <p>(監査役の選任決議) 第32条 当社の監査役は株主総会の決議により選任する。 — 監査役の選任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。—</p> <p>(監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第34条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</p> <p>(監査役会の招集手続) 第35条 (現行通り)</p> <p>(監査役会の決議方法) 第36条 (現行通り)</p> <p>(監査役会の議事録) 第37条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名捺印または電子署名を行う。監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(監査役会規程) 第38条 (現行通り)</p> <p>(監査役の報酬等) 第39条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第6章 計 算 (事業年度) 第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金の支払)</p> <p>第37条 利益配当金は毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当の支払)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録された質権者に対して商法293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という)をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 利益配当金、および中間配当金が支払開始日の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(期末配当の基準日)</p> <p>第41条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当の支払)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>— 前項の金銭には利息をつけない。</p>

以 上